

新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(削除)</p> <p><u>4及び5</u> 略</p> <p><u>6</u> 第3項に規定する放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、当該放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は当該補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4</u> <u>補助員は、前項各号のいずれかに該当する者であって、補助員となった日の属する年度の翌年度の末日までに同項に規定する研修を修了することを予定しているものでなければならない。</u></p> <p><u>5及び6</u> 略</p> <p><u>7</u> 第3項に規定する放課後児童支援員及び<u>第4項に規定する</u>補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、当該放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は当該補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。